

免許写真判断基準

判断基準		判断基準を満たさないもの
道路交通法施行規則の基準を満たしていること	写真の大きさ (縦3cm×横2.4cm)	大きさ(縦3cm×横2.4cm)が合っていない ※ 国外運転免許証申請時に添付するサイズは縦4.5cm×横3.5cm)
	無帽	帽子をかぶっている(宗教上または医療上の理由がある場合を除く)
		スカーフを付けている(宗教上または医療上の理由がある場合を除く)
		日常生活で使用していないカツラを付けている
		日常生活で使用していないウィッグを付けている
		頭部を覆うような幅の広いヘアバンドやバンダナ、はちまき等をしている
	正面	顔が正面を向いていない
		目線が正面を向いていない
	上三分身 (概ね胸から上)	顔しか写っていない(撮影距離が近すぎる)
		顔が小さい(撮影距離が遠すぎる)
無背景	顔の輪郭や衣類などが、背景と同化している	
	景色等が写っている	
	背景が、壁紙の模様やカーテン模様、壁の木目などになっている	
申請前6ヶ月以内に撮影したもの	6ヶ月以上前に撮影した写真である	
個人識別が容易にできること	顔の一部が途切れている	
	明るすぎて顔がわからない	
	暗すぎて顔がわからない	
	目を細めたり、閉じたりしている	
	大きく目を見開いている	
	目が髪などで隠れている	
	眼鏡が光っていて目が確認できない	
	眼鏡のフレームが目にかかっている	
	色の濃いサングラスをしている	
	大笑いしているなど、口を大きく開けている	
	マスクをしている	
	衣類等で顔が隠れている	
	大きな髪飾りや著しく大きなピアス等をして、顔が隠れている	
	タートルネックの服やマフラー等で、顔の輪郭がわからない	
	不鮮明である(ピンボケ、インクジェット方式によるにじみ等)	
	画質が粗い(ドットやジャギーがある、ピクセル数が少なく不鮮明)	
	合成写真である	
	加工・編集した写真である(デジタル処理が施されている)	
	現在の容貌と写真が著しく異なっている(変装している、画像の加工等)	
	画像が歪んでいる	
印刷不良		
その他、個人識別ができないまたは困難なもの		
免許証が適正に作成できること	写真専用紙以外の紙で印刷している	
	インクの定着が悪く、こするだけでインクが取れてしまう	
	裏面に記載した文字が透けている (記載した氏名・撮影年月日や、申請書上の文字が透ける)	
	傷・汚れ・変色・色むら・かすれ等がある	
	頭上に余白(3mm程度)がない	